

大槌町森林経営管理制度実施方針

令和6年1月19日策定

1 趣旨

大槌町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、大槌町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう、大槌町が森林経営管理法に基づく措置、その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 現状と課題

- ・ 大槌町の森林面積は、17,766haで、そのうち民有林は8,765haとなっており、民有林が約49%を占めている。
- ・ 民有林のうち人工林の森林面積は、2,929haで、人工林率は約33%となっており、樹種別の森林面積はスギが1,535ha、アカマツが1,134haで、この2種で約91%を占めている。
- ・ 上記森林のうち、近年の施業履歴がなく、かつ森林経営計画が作成されていない森林面積は、令和5年3月31日時点で1,791haと約61%を占めている。
- ・ 大槌町では、カシノナガキクイムシによるナラ類の被害が発生しており、被害木については処理を実施している。

3 森林整備の基本的な考え方

民有林については、森林所有者等が森林経営計画の策定等を通じて、適切な経営管理を行うことを基本としつつ、4に規定する「適切な管理がなされていない森林」については、森林所有者への意向調査等を実施することにより、森林経営管理制度に基づいた森林整備を進めていくものとする。

4 対象森林の考え方

対象森林は、以下に該当する森林を除いた「適切な経営管理が行われていない森林」とし、必要に応じて随時追加又は削除することができるものとする。

なお、意向調査及び森林経営管理制度に基づいた森林整備を優先的に進める対象森林は、地籍調査が終了している森林とし、地籍調査が終了していない森林については、森林境界の明確化を図り、意向調査等が実施できるよう検討するものとする。

- ・ 森林経営計画を作成した又は作成の予定がある森林
- ・ 公有林（県有林及び市町村有林）
- ・ 団体有林（企業及び森林関係団体、社寺、地区等が所有する森林）
- ・ 保安林のうち治山事業で整備計画がある森林
- ・ 天然林
- ・ 概ね10年以内に間伐等の施業履歴のある森林
- ・ 境界が不明又は係争中の森林

5 意向調査

大槌町を小鎚、金沢、大槌、吉里吉里の4つの地域に分け、1地域を概ね3か年で意向調査を行う(別紙)。

6 意向調査後の森林経営管理

意向調査の結果、森林所有者が管理を他者に任せる旨の意向を示した森林については、以下のとおりの対応を基本とする(別紙)。

- ・ 意向調査後に、現地調査や森林資源調査等を行う。その結果、森林経営に適すると判断された場合は、岩手県意欲と能力のある林業経営体等との経営管理委託について、森林所有者に助言する。
- ・ 森林経営に適さないと判断された場合は、森林所有者と協議の上、森林経営管理法に基づく森林経営管理権の設定を行い、大槌町森林経営管理事業を行う。
- ・ 大槌町で設定する森林経営管理権の存続期間は5年とし、期間中に保育間伐を1回実施し、林道からの目視によって判断できる限り毎年1回森林の巡視を行う。

7 実施費用

実施方針に基づき大槌町が実施する意向調査や森林整備等に必要な費用は、森林環境譲与税を財源とし、財源の許す範囲で実施する。

8 その他特記事項

- ・ 実施方針の見直しが必要となった場合は、随時見直しを行う。
- ・ 実施方針に基づき行う意向調査等の業務については、必要に応じて外部委託等を行い、効率的な運用を行う。

(別紙)

森林経営管理制度のスケジュール

